【規程番号　神女大短Ⅱ－005】

神戸女子大学・神戸女子短期大学客員教授等規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子大学大学院及び神戸女子短期大学における客員教授、客員准教授、客員講師、客員助教（以下、「客員教授等」という。）に関して必要な事項を定める。

（客員教授等の委嘱）

第２条　客員教授等として委嘱する者は、教育・研究に関して国内外において特に優れた学識経験のある者、及び各界において特に優れた知識・技術等を有し、教育上の能力があると認められる者とする。

２　客員教授等の委嘱内容は次の各号とする。

（1）本学園の大学院・大学・短期大学において正規カリキュラムに組み込む授業および大学院における研究指導の担当。

（2）臨時の特別授業の担当。なお、原則として単位の認定は行わない。

（3）本学園で認められた共同研究の担当。

（4）高度専門職としての技術、知識、経験等に基づく指導。

（手　続）

第３条　客員教授等の委嘱の手続きについては、４月①日委嘱の場合は、原則として前年度の 11 月末日までに、年度途中の場合はその年の４月末日までに、大学院においては専攻主任から研究科長を経て、大学においては学科主任から学部長を経て、また短期大学においては学科主任から短期大学部長を経て、それぞれ学長に次の書類を提出する。なお、研究科長、学部長または短期大学部長は提出にあたり、教授会または研究科委員会の意見を聴くことができる。

（1）客員教授等申請書（様式１）

（2）履歴書（写真添付）（学園所定用紙）

（3）教育研究業績書（文部科学省様式に準ずる）

２　第２条第２項第２号に掲げる臨時の特別授業を担当する客員教授等で単位認定を行わない場合は、前項第１号・第２号の書類を提出する。

３　第５条第１項ただし書に規定する客員教授等の任期の更新の場合は、第１項第１号の書類を提出する。

４　客員教授等が所属する企業・団体等（以下「所属企業等」という。）における職位変更に伴い客員教授等の職位の変更を申請する場合は、所属企業等の職位変更の通知を受けた後速やかに第１項第１号・第２号の書類を提出する。

（任　免）

第４条　学長は人事委員会及び部局長等会議の意見を聴き、理事長に推薦書（様式２）を提出する。

２　理事長は学長の推薦に基づき、客員教授等の任免を決定する。

（期　間）

第５条　客員教授等の委嘱期間は、原則として年度末までの１年以内とする。ただし、この期間は更新することができる。

2　客員教授等の年齢は、委嘱（更新を含む。）する年度開始日の前日において 70 歳に達していない者とする。ただし、理事長が特に認めるときは、上記の年齢の制限を超えて委嘱することができる。

3　第 3 条第 4 項に規定する場合は、新たな客員教授等の職位を所属企業等の職位変更の時期に遡って適用するものとする。

（委嘱条件）

第６条　客員教授等の勤務は非常勤とする。

2　客員教授等の委嘱料又は給与は、支給しないものとする。ただし、理事長が特に認めるときは、学外講師（大学・短期大学の取扱内規）の例に準じて報酬及び交通費を支給することができる。

3　その他、この規程に定めのない事項については、行吉学園非常勤講師の就業に関する規程を準用する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この規程の施行に伴い、客員教授等に関する内規（平成 16 年 10 月 1 日制定）は廃止する。